

白石市公告第 8 1 号

公募型プロポーザルに関する公告

令和 6 年度白石市施設予約システム導入業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

1 業務の名称

令和 6 年度 白石市施設予約システム導入業務

2 業務の場所

白石市字寺屋敷前 地内

3 業務の目的・概要

(1) 業務の目的

現在、本市が直接管理している中央公民館の施設予約は、利用者が施設の窓口に赴き、紙による利用申請や減免申請、現金による利用料金の支払い等を行う必要があり、利用者及び施設管理者の双方において、対面による事務手続きが必須となっている。

これらの状況を踏まえ、行政 D X 推進の観点から、予約から決済までの一連の事務手続きをオンラインで完結できるよう、システム上での利用許可の決定やキャッシュレス決済への対応などの機能を有する公共施設予約システムを導入し、事務手続きの簡素化による利用者の利便性の向上と施設管理者の業務負担の軽減を図るものである。

なお、今回の業務においては対象外であるが、今後、市や指定管理者が管理する他の施設（地区公民館、小中学校体育館、文化体育施設等）においても、オンラインによる施設利用申請やスマートロック（スマートフォンや暗証番号を用いて通信を行うことにより開錠・施錠を行う鍵）の導入を検討している。

(2) 業務内容

- ①施設予約システム導入に係る作業（システム環境構築、稼働確認、マニュアル作成等）。
- ②クラウド又は LGWAN-ASP の方式による施設予約システムの提供。
- ③上記を導入、運用するために必要な環境の整備及び設定作業等。

4 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

5 提案上限額

1, 9 8 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 提案書等の提出時点で、白石市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 白石市入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 3 3 条に規定する法人であること。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に規定する再生手続き又は破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 3 条に規定するもの）に該当していないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 2 条の規定によるもの）に該当していないこと。
- (9) 平成 3 1 年 4 月 1 日以降、地方公共団体において施設予約システムの運用実績又は導入支援の実績があること。
- (1 0) プライバシーマークの認証を取得していること。
- (1 1) 使用するクラウドサービスは、ISMAP クラウドサービスリストに登録されていること。

7 手続等

(1) 必要書類の配布

令和6年度白石市施設予約システム導入業務公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、白石市公式ホームページで公表するので適宜ダウンロードすること。

(2) 必要書類の提出方法等

実施要領を確認すること。

8 問い合わせ先

〒989-0206 宮城県白石市字寺屋敷前25-6

白石市教育委員会 教育部 生涯学習課 総務係

電 話 0224-22-1343

FAX 0224-24-5377

E-mail con-edu@city.shiroishi.miyagi.jp